

平成20年11月28日

関係各位

新千歳空港国際化推進協議会  
会長 高橋 はるみ



## 新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品輸出補助制度実施のご案内

謹啓 晩秋の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

当協議会は「新千歳空港の国際化や国際エアカーゴ基地の形成について調査検討を行うとともに、推進連絡活動を行い、もって本道の国際化や産業の振興に寄与する」ことを目的として、昭和62年7月に発足し、現在に至るまでの間、合わせて34の自治体・関係団体・空港会社等が参画し、上記の目的達成に向け、現在に至るまで諸活動に取り組んできたところでございます。

このたび、そうした活動の一環といたしまして、「新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品輸出補助制度」を実施させていただくことになりました。この制度は、新千歳空港を利用した航空貨物便による輸出の促進を目的といたしまして、生鮮食料品の輸出を行う荷主の皆様に対し、一定の条件を満たす場合につきまして、補助を行う制度でございます。

つきましては、この制度を利用いたしまして、北海道の強みである安心・安全の北海道ブランドに資する生鮮食料品の輸出促進および新千歳空港発の海外航空便の利用促進にご協力いただければ幸いです。

なお、制度に詳細につきましては、別添の要領・申請書類等をご覧ください。

謹白

### 記

#### <新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品輸出補助制度>

1. 概要：新千歳空港から生鮮食料品貨物を輸出する荷主に対し、輸送方法が当制度の定める規定を満たし、かつ所定の申請を行った場合、助成金を交付する（条件は別紙要領参照）。
2. 期間：平成20年12月1日（月）～平成21年3月31日（火）の間  
ただし、助成金は協議会会員の負担金のなかから拠出を行うため上限あり。  
（拠出した助成金の合計がその上限に達し次第、その年度の交付は打ち切るものとする。）  
次年度以降については、別途案内の予定。
3. 助成金の申請方法：別紙参照。要領や申請書等については事務局まで請求、または道庁ホームページ（「企画振興部新幹線交通企画局のホームページ」）に掲載、<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/ktk/>、及び北海道経済連合会ホームページ（「道経連からのお知らせ」）に掲載、<http://www.dokeiren.gr.jp/>よりダウンロードのうえ必要事項を記入、押印のうえ申請すること。
4. その他：助成金の交付を希望する場合は、事前に下記の事務局まで助成金の拠出可否を確認したうえで申請を行うこと。
5. 問合せ・申請先：「新千歳空港国際化推進協議会」事務局まで  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3札幌MNビル8階  
（北海道経済連合会内）  
担当 平沢  
TEL 011-221-6166 FAX 011-221-3608  
e-mail: hirasawa@dokeiren.gr.jp

新千歳空港国際化推進協議会  
生鮮食料品貨物輸出補助制度 助成金交付要領

新千歳空港国際化推進協議会

(趣 旨)

第1条 新千歳空港国際化推進協議会(以下「協議会」という)は、新千歳空港からの生鮮食料品の輸出拡大を図るため、新千歳空港の札幌国際エアカーゴターミナルを利用し(チャーター便含む)、生鮮食料品貨物を輸出する荷主に対し、助成金を交付することとし、事業実施に関する必要事項を以下のとおり定める。

(定 義)

第2条 助成対象となる荷主は、新千歳空港の札幌国際エアカーゴターミナル内のフォワーダーを利用し、生鮮食料品貨物を輸出する事業者とする。

- 2 生鮮食料品貨物とは、航空便での輸送の際、通常のドライコンテナでは輸送することができず、別途冷蔵あるいは冷凍管理処理を行う必要があるものをいう。
- 3 具体的には、航空便での輸送の際、鮮度を保つために冷蔵あるいは冷凍が必要な農産物、海産物、乳製品などである。

(交付の対象、助成金額)

第3条 貨物の重量を交付の対象とし、助成金額は別表に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第4条 助成金の交付申請書及び実績報告書は、別紙の様式第1号のとおりとする。

- 2 申請については、輸出を行った荷主が各自で、当月1日～当月末日までの実績を取りまとめたうえで、翌月の15日までに協議会事務局まで申請を行うものとする(申請書等は15日必着)。それを過ぎた申請に対しては、助成の対象外とする。
- 3 提出書類については、前項の申請書及び実績明細のほか、輸出品目が生鮮食料品でありかつ、新千歳空港で通関を行ったことがわかるもの(コピー可)として、①輸出許可書及び、②航空運送状の写し、また新千歳空港以外の空港から搭載される場合は、新千歳空港～着地空港間の輸送手段を証明する書類も併せて添付しなければならない。

(助成金の交付決定、及び支払い期限)

第5条 協議会は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査する。この際、必要に応じて現地調査等による当該申請の内容確認もふまえたうえで、すみやかに交付すべき助成金の額を確定し、その旨を別紙の様式第3号により申請書受領月の末日までに申請者(荷主)に通知するものとする。

- 2 協議会は、助成金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて助成金額の確定を行うことができる。

- 3 交付決定の通知を受けた申請者（荷主）は、通知を受けた翌月の10日までに助成金の交付請求書を協議会事務局に提出する。
- 4 助成金の交付請求書は、別紙の様式第2号のとおりとする。
- 5 事務局は、助成金を請求書受領月の末日までに当該荷主に支払うものとする。

（助成金の交付条件）

第6条 助成金の交付に付する条件は、以下のとおりとする。

- （1）この要領に従い申請を行うこと。
- （2）当該事業に関する帳簿及び証拠書類などについては、各荷主において整備し、助成金の交付を受けた翌年度から5年間保存しておくこと。

（状況報告及び調査）

第7条 協議会は、必要に応じ、交付金受領者（荷主）から助成対象となった事業についての状況報告を求め、または調査を行うことができるものとする。

（助成金の交付決定の取り消し）

第8条 協議会は、交付金受領者（荷主）がこの要領の規定に違反した場合及び不正を行った場合は助成金の一部及びすべてを取り消すことができ、当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、助成金を交付した後についても適用する。

3 返還の命令を受けた交付金受領者（荷主）は、協議会が指定する期日までに遅滞なく助成金を返還しなければならない。

（助成金交付の打ち切りについて）

第9条 助成金は、協議会会員の負担金より拠出を行うものであり、あらかじめ上限が設定されている。そのため、助成金の支払いがその上限に達し次第、その年度の交付を打ち切るものとする。

（要領の見直し）

第10条 協議会は、当該要領について適宜見直しを行い、要領の改訂がある場合、協議会の幹事会の承認を得て改訂するものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要事項については別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成20年12月1日より適用する

別表（第3条関係、第9条関係）

区分	摘 要
助成対象貨物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新千歳空港の札幌国際エアカーゴターミナル内のフォワーダーを利用して輸出する生鮮食料品貨物。 （通常のドライコンテナでは輸送することができず、別途冷蔵あるいは冷凍管理処理を行う農産物、海産物、乳製品など。）</li> </ul>
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象貨物1kgあたり25円 （保冷等に使用するケース、氷、保冷剤等の重量も対象に含む）</li> </ul>
助成限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総額：予算の範囲内</li> <li>・ 1荷主あたり年間20万円を上限とし助成する。</li> </ul>

平成 年 月 日

新千歳空港国際化推進協議会 様

申請者 住所

代表者氏名 印

新千歳空港国際化推進協議会 生鮮食料品貨物輸出補助制度  
助成金交付申請について

新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度の助成金の交付につきまして、助成金交付要領の規定により、関係書類を添付して申請いたします。

1. 新千歳空港発航空便利用年月 : 平成 年 月 分
2. 生鮮食料品貨物 輸出货量 : k g
3. 取扱貨物実績明細 : (別紙のとおり)
4. 助成金交付申請金額 : 円

<添付資料>

(1) 対象となる国際航空貨物の輸出許可書の写し

(2) 対象となる国際航空貨物の航空運送状の写し

以上2点については、品目が生鮮食料品であり、かつ冷蔵あるいは冷凍などの定温管理処理を行ったことを証明でき、対象貨物の重量及び新千歳空港と着地空港間の輸送手段(航空便名)が証明できる記載が必要となる。併せて、これらについては、札幌国際エアカーゴターミナルのフォワーダーの取扱確認印が必要である。

(3) 上記(1)～(2)の資料による証明ができない場合には、それに代わる書類の添付するものとする。

第 号  
平成 年 月 日

様

新千歳空港国際化推進協議会  
会長 高橋 はるみ 印

新千歳空港国際化推進協議会 生鮮食料品貨物輸出補助制度利用  
助成金交付額の確定について

平成 年 月 日付で申請のあった新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度利用に伴う助成金の交付について、助成金交付要領第5条の規定に基づき、下記のとおり金額を確定し、交付を決定いたします。

記

1. 助成金額は次のとおりとする。

確定助成金額 \_\_\_\_\_ 円

2. この助成金の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度（平成 年 月 分）を利用した事業であり、その内容については、当該申請書記載のとおりとする。
3. この助成金は、以下の項目の遵守を条件として交付するものである。
  - (1) 新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度 助成金交付要領の規定に従うこと
  - (2) 助成事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、助成金の交付を受けた翌年度から 5 年間保管しておくこと。

平成 年 月 日

新千歳空港国際化推進協議会 様

住所

代表者氏名

印

新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度利用  
助成金交付請求書

平成 年 月 日（第 号）付で助成金交付額の確定の通知があった平成  
年 月分の新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度利用の助成金とし  
て、下記の金額を交付されるよう、助成金交付要領の規定により請求いたします。

記

請求金額 円

---

<振込先口座>

・銀行名 :

---

・口座番号 : ( 普 ・ 当 )

---

( 加付 )

・名 義 :

---

